

東京都立八王子桑志高等学校 服装規定（平成21年3月）

（平成29年3月一部改定）

登下校、校舎内において高校生らしい身だしなみに努めること。また、下記に記された事項以外でも注意を受けた場合は、その服装、髪型等を改めること。

1. 服装

- ① 学校指定の制服を着用する。
- ② セーター・カーディガン・ベストは、学校指定のものを着用する。
- ③ 男子はネクタイ、女子はスカートのときはリボンを着用し、スラックスのときは女子用ネクタイを着用する。ネクタイ・リボンは学校指定のものに限る。また、夏服着用期間は、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。
- ④ 登下校および学校内では、体育や実習等で特に指示のある場合を除き制服を着用する。
- ⑤ 冬服、夏服の着用期間および冬服・夏服併用期間は下記のとおりとする。

冬服着用期間・・・・・・11月21日～4月20日

夏服着用期間・・・・・・6月21日～9月20日

冬服・夏服併用期間・・・・・・4月21日～6月20日

9月21日～11月20日

- ⑥ 式典時は正装とする。

正装とは 男子：ブレザー・白いYシャツ・スラックス・ネクタイ

女子：ブレザー・白いYシャツ・スカート・リボンまたは

ブレザー・白いYシャツ・スラックス・ネクタイ

(式典時にセーター・カーディガンは着用しない。)

2. 靴

運動靴、黒または茶色の短靴を使用する。

3. 靴下

靴下の色は白・黒・濃紺・グレーを基本とし、高校生らしいものを着用する。

4. 上履き・体育館履き

学校指定のものを使用する

5. コート・マフラー

コート・マフラーは、高校生らしい地味なものを着用する。毛皮・皮ジャッパーなどは禁止する。また、授業中にコート・マフラーの着用は認めない。

6. 頭髪、ピアス

高校生らしい清潔な髪型とする。染髪・パーマ・カール・脱色など高校生としてふさわしくない髪型および不必要な加工は禁止する。また、ピアスの着用は禁止する。

7. その他

高校生活に必要ではない装身具の着用、化粧など先生より指摘を受けた場合は、改めること。

8. 補足

- ① セーター・カーディガン・ベストは類似のものであっても、学校指定品以外の着用は認めない。
- ② 冬服・夏服併用期間は、上着を着用せずセーター・カーディガン・ベストで登下校してもよい。ただし、式典等で上着着用の指示があったときは、それに従う。
- ③ 夏服着用期間は、上着を着用せず夏服で登校する。ただし梅雨時などで寒さを感じる場合を除く。
- ④ 冬服・夏服併用期間で上着を着用するときは、ネクタイ・リボンを着用し、女子スラックスのときは女子用ネクタイを着用する。
- ⑤ 特別な指示がない限り、教室での授業で体操着（トレーニングウェア）、実習着の着用を禁じる。また、授業時間中（休み時間を含む）に校舎内でジャンパー・パーカー・ウインドブレーカーなどの着用を禁じる。
- ⑥ スラックス・スカートの上にワイシャツを出して着用することを禁じる。
- ⑦ スカートの下に、ハーフパンツやトレーニングウェア下を着用することを禁じる。
- ⑧ 学校指定外のセーター・カーディガン・ベストは、上着の下であっても着用してはならない。
- ⑨ 女子スカート丈は、ひざ上10cmまでとする。それ以上に短いものは認めない。また、男子がズボンを下にずらしたり、だらしなく着用したりすることを禁じる。
- ⑩ セーター・カーディガン・ベストを含め制服は、体のサイズにあった形で着用する。
- ⑪ 女子用ネクタイは、スカートのときに着用することはできない。

生徒心得

集団の一員として、定められた校則を守ることは、集団生活に欠くことができないものである。その自覚を持ち、以下の生徒心得を守って行動すること。

1. 通 学

(1) 登 校

通常は7時50分から8時35分までに登校し、学習その他の準備をする。

(2) 下 校

17時までに校門を出る。

ただし部活動その他で居残るときは18：30を完全下校とする。

(3) 自動車、バイクによる通学をしてはならない。

(4) 交通事故には注意すること。

時間には余裕をもって行動すること。

交通安全のルールを守ること。

2. 校内生活

(1) 生徒同士の交流は互いに人格を尊重しあわなければならない。

(2) 言葉づかい、礼儀、態度を正しくし、校舎内外で本校職員、生徒、来賓に出会ったときは明るく挨拶をする。

(3) 生徒証、生徒手帳を常に携行する。

(4) 自己の所持品には学年、組、氏名を明記し、貴重品は身につけておく。 また、各自、昇降口のロッカーや教室内の貴重品ロッカーを施錠して利用する。

(5) 教室内にあっては規律を守り、静粛を保ち、他の人に迷惑を及ぼすような言動を慎む。

(6) 常に清掃の徹底を期し、校舎、校庭など環境の清潔美化に努める。掃除当番は放課後掃除を行い、終了後担任または監督教員に報告する。

(7) 公共物を大切にし、教室、教材、教具の使用にあたっては丁寧に扱うこと。なお、学校の施設備品等を破損紛失したときは、ただちに経営企画室または学級担任に連絡する。故意の場合は、弁償することを原則とする。校舎内でボール等を使用する運動をしてはならない。

(8) 生徒間、特に男女間の交際は明朗健全で互いに人格を尊重し、真面目な態度で終始しなければならない。

(9) H R 及び各種の学校行事は一般教科の学習と同様であるから理由なく欠席してはならない。

(10) 部活動に入部し、充実した学校生活を送るように努める。

(11) 上履きと下履きは区別して使用する。上履きで校庭や校舎外に出てはいけない。また、下履きで教室、廊下等校舎内に立ち入らないこと。なお、体育館は体育館履きを使用する。

(12) 授業・集会中の携帯電話の使用は禁止する。メールの受信・送信も禁止する。

3. 定期考査

教務部より示される「考査受験上の諸注意」を守る。

4. 諸届

(1) 土曜、日曜、祝祭日その他の休日に登校して校庭、校舎などの施設、設備を使用する場合は事前に予め学級担任又はクラブ顧問を通して所定の手続きにより許可を受ける。また登校時と下校時に必ず教職員に連絡する。

(2) 校内に掲示を必要とするときは、生活指導部に申し出てその指示を受ける。

(3) 各種の願、届は、保護者より学級担任を通して学校長あてに提出するのを原則とする。欠席届、遅刻届、早退届、欠課届、外出願、体育時の見学届、異装願、及び通学時の乗り物利用についての届出・願はすべて生徒手帳の諸届欄に記入の上、学級担任・担当教員に届出、願い出て、許可を受ける。

なお、これらについて具体的に示すと次のようになる。

① 欠席する場合は始業前に電話などで学校・学級担任に連絡すること。1週間以上欠席する場合には医師の診断書を添えること。

② 進学・就職のための受験、部活動の公式試合等に出場するときは当日及び往復に要する日数を出席扱い（公欠）にする。ただし、事前に学級担任・教科担当に届け出る必要がある。

③ 遅刻した場合は、学級担任に届け出る。

④ 早退・欠課は前もって学級担任の許可を受ける。

⑤ 登校より下校時までは、校外に出てはならない。特に外出の必要のあるときは、外出許可を受ける。

⑥ 体育の授業を見学するときは理由を記入の上、教科担当に届け出る。

⑦ 特に異装を必要とする場合は、生活指導部の許可を受ける。